

Info
行政相談委員
総務大臣表彰受賞

行政相談委員の鈴木登さんが、総務大臣表彰を受賞されました。多年にわたり行政相談委員として、国民の行政に対する苦情の解決に尽力された功績が認められたものです。



Info
住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円の給付を行います。

▼支給対象者
(1) 住民税非課税世帯

令和3年12月10日の基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（ただし、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。）

対象と思われる世帯には、「臨時特別給付金支給要件確認書」を送付しますの

で、ご自身の世帯が対象かどうかは、確認書をもってご確認ください。

(2) 家計急変世帯

(1)の他、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）詳細については、町ホームページをご覧ください。

▼給付額 1世帯あたり10万円

▼給付方法 原則申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

▼申請方法
(1) 住民税非課税世帯

世帯主の方に送付を予定している「臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記載いただき、期日までに返信ください。

(2) 家計急変世帯

申請書に必要事項を記載いただき、添付書類をご提出ください。

▼請求期限

(1) 住民税非課税世帯

町が確認書を送付した日から3か月以内

(2) 家計急変世帯

令和4年9月30日（金）まで

◆給付金を装った詐欺にご注意ください

町が受け取り手続きのためATM操作を指示したり、手数料の振り込みを求めたことはありません。

▼問合せ 福祉課福祉係

☎28・0912

内閣府コールセンター

☎0120・5266・145

（受付時間：午前9時～午後8時）

土曜日、日曜日、祝日含む

Info
マイナポイント第2弾開始

令和4年1月1日から、マイナポイント第2弾が開始されました。

第2弾は、第1弾（令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方に対して、最大5千円分のポイントを付与）を12月末までに申し込んでいない方が、令和4年1月以降も引き続きポイントを受け取ることができるようになったことのほか、次の①～③により、最大2万円分のポイントを受け取ることができます。

※②③については、開始時期や方法が国から公開され次第お知らせします。

①マイナンバーカードの取得

令和3年5月以降にマイナンバーカードを申請された方に対して、最大5千円分のマイナポイントが付与されます。

※第1弾ですでにポイントの申込をした方は、第2弾のポイントを重ねて受け取ることができます。

②健康保険証利用登録

マイナンバー活用サイト「マイナポータル」でマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行った方に対して、7千500円分のポイントが付与されます。

③公金受取口座登録

「マイナポータル」や「マイナンバーカード方式による所得税の確定申告」で預貯金口座を登録または登録申請した方に対して7千500円分のポイントが付与されます。

マイナポイント事業の詳細や手続については、国のホームページをご覧ください。
<https://mynumbercardpoint.soumu.go.jp/>

▼問合せ

マイナポイントに関すること
まちづくり推進課まちづくり推進係

☎28・0944

マイナンバーカードの取得に関すること

☎28・0966

住民課住民・年金係

☎28・0966

マイナンバーカードの健康保険証利用登録に関すること

☎28・0917

☎28・0917

Info
マイナンバーカード
QRコード付き交付申請書の
送付

マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されたことを踏まえ、2月から後期高齢者（75歳以上）のうち、マイナンバーカード未取得者に対し、QRコード付き交付申請書が送付されます。送付は、総務省から委託された地方公共団体情報システム機構から直接送付されます。マイナンバーカードの申請を検討中の方は、ぜひご利用ください。

▼問合せ 住民課住民・年金係

☎28・0966

☎28・0966